

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(令和5年度三木町一般会計決算に係る明示)

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

(歳入)

・地方消費税交付金 643,749 千円
内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (374,938 千円)

(歳出)

【地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	重度心身障害者等医療費扶助事業	96,826	33,699	0	871	13,370	48,886
	障害福祉サービス事業	517,959	388,470	0	0	27,809	101,680
	ひとり親家庭等医療費扶助事業	22,360	10,335	0	0	2,582	9,443
	乳幼児医療扶助事業	81,208	39,927	0	0	8,866	32,415
	子育て支援医療扶助事業	62,722	0	0	1,000	13,256	48,466
	保育所児童運営費【私立保育所分】	626,994	421,392	0	51,675	33,058	120,869
	保育所(運営)事業【公立保育所分】	93,130	2,518	0	12,248	16,830	61,534
	小規模保育事業	35,563	28,077	0	4,516	638	2,332
社会保険	介護保険事業	469,891	35,458	0	0	93,300	341,133
	国民健康保険事業	238,287	123,180	0	0	24,721	90,386
	後期高齢者医療事業	495,813	75,156	0	13,392	87,465	319,800
保健衛生	保健事業	44,725	1,248	0	213	9,291	33,973
	予防接種事業	51,438	0	0	0	11,047	40,391
	インフルエンザワクチン接種事業	23,354	0	0	0	5,016	18,338
	母子保健事業	35,719	9,200	0	0	5,695	20,824
教育	幼稚園運営管理事業【公立幼稚園分】	98,340	14,443	0	940	17,816	65,141
	私立幼稚園補助事業【私立幼稚園分】	58,496	39,044	0	0	4,178	15,274
合計		3,052,825	1,222,147	0	84,855	374,938	1,370,885

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。